

お知らせ

児童扶養手当法の一部が 改正されます 福祉健康課

児童扶養手当とは、離婚などによるひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

《参考》

児童扶養手当の月額（平成26年4月～）

・子ども1人の場合

全部支給：41,020円

一部支給：41,010円～9,680円

（所得に応じて決定されます）

・子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

※児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

【申請・問合せ先】福祉健康課

お知らせ

相続税の基礎控除が引き 下げられました 岐阜南税務署

平成25年度の税制改正により、平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられるなど、相続税法等の一部が改正されました。

詳しくは、ホームページ（「国税庁」で検索）、または電話相談センター（税務署へ電話し、自動音声案内により「1」を選択、次に相続税の「2」を選択してください）でご確認ください。

また、税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会ホームページ（「税理士情報検索サイト」で検索）で税理士などの検索ができます。

【問合せ先】岐阜南税務署 ☎271-7111

お知らせ

サラリーマンの確定申告

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、確定申告をする必要はありません。しかし、次のように確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

ホームページ（「国税庁」で検索）の「確定申告書等作成コーナー」で画面に従って入力すれば、「申告書」が作成できるようになっています。

作成した申告書は、印刷して税務署に提出することができます。また、作成したデータをe-Taxで送信することもできます。

【確定申告をする必要がある方】

- ①平成26年分の給与の収入額が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

【確定申告をすると所得税が還付される方の例】

- ①住宅ローンを利用してマイホームを取得した方
- ②病気や出産などで多額の医療費を支払った方
- ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方

【岐阜南税務署の受付期間】

確定申告書 2月16日（月）～3月16日（月）

還付申告書 1月 5日（月）～3月16日（月）

<それぞれ土曜日、日曜日、祝日を除く>

【問 合 先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

HASHIMA
PACKING

岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719